

枚方市子育て支援事業運営者選定審査会（中央図書館山田分室跡）

平成30年9月18日開催 資料一覧

- 1 中央図書館山田分室跡の一部を活用した小規模保育施設を設置・運営する社会福祉法人の選定について（諮問）（写）
- 2 次 第
- 3 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会（中央図書館山田分室跡）  
委員配席表
- 4 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会（中央図書館山田分室跡）  
委員名簿
- 5 中央図書館山田分室跡について
- 6 枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集要項（案）
- 7 枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集に関する提出書類及びプレゼンテーションについて（案）（関係書類一式）
- 8 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準（案）
- 9 選定審査の手順について（案）
- 10 今後のスケジュール（案）

参考資料1 枚方市附属機関条例（枚方市子育て支援事業運営者選定審査会）

参考資料2 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準

参考資料3 枚方市情報公開条例

子事第 362 号

平成 30 年 9 月 18 日

枚方市子育て支援事業運営者選定審査会

会長様

枚方市長 伏見



中央図書館山田分室跡の一部を活用した小規模保育施設を  
設置・運営する社会福祉法人の選定について（諮問）

枚方市附属機関条例（平成 24 年枚方市条例第 35 号）第 1 条第 2 項の規  
定に基づき、中央図書館山田分室跡の一部を活用した小規模保育施設を設  
置・運営する社会福祉法人の選定に関する審査について、貴審査会に諮問  
します。

枚方市子育て支援事業運営者選定審査会（中央図書館山田分室跡）

日時：平成 30 年 9 月 18 日（火）

10 時 00 分～

場所：枚方市役所別館 4 階 第 4 委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長選出
- 6 副会長指名
- 7 会議運営事項の確認
  - ① 会議の公開・非公開について
  - ② 会議録について
- 8 案 件
  - ① 枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集要項（案）について
  - ② 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準（案）と選定方法について
- 9 閉 会
- 10 事務連絡等

枚方市子育て支援事業運営者選定審査会委員配席表  
(中央図書館山田分室跡)  
(平成30年9月18日開催)

石田委員	会長席	富岡委員
高橋委員		田岡委員
		東郷委員

(事務局)

菊地次長	杉浦部長	長沢副市長	西本課長	笠井代理
------	------	-------	------	------

	林課長	奥村課長	香山係長
--	-----	------	------

--

入口

枚方市子育て支援事業運営者選定審査会委員名簿  
(中央図書館山田分室跡)

資料4

構成人数：5人

委員	構成	氏名	職名等
1号	学識経験を有する者	富岡 量秀	大谷大学教授
		石田 慎二	帝塚山大学准教授
		高橋 龍三	税理士
2号	枚方市民生委員児童委員を代表する者	田岡 昭子	枚方市民生委員児童委員協議会副会長
3号	市民団体を代表する者	東郷 宏司	山田校区コミュニティ協議会会長

(敬称略)



## ■ 中央図書館山田分室跡について

## 1. 施設の概要

所在地：枚方市都丘町 6 番 9 号

昭和 60 年 3 月建築 鉄筋コンクリート造 2 階建

建築面積 356.84 m<sup>2</sup> (延床面積 690.00 m<sup>2</sup>)

## 2. 施設の経過

昭和 60 年 市内で 5 番目の図書館となる山田図書館として開設

平成 17 年 6 月 中央図書館の開設に伴い、規模を縮小して山田分室として開設

平成 30 年 3 月 山田分室の廃止



正面玄関



建物内部（山田分室）



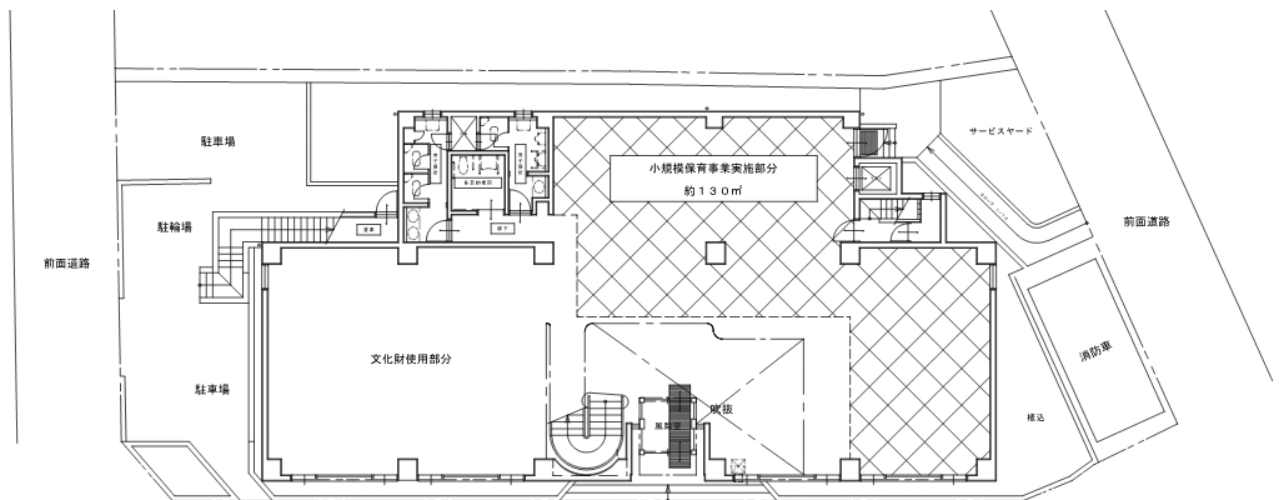
<裏面に続く>

### 3. 位置図、平面図

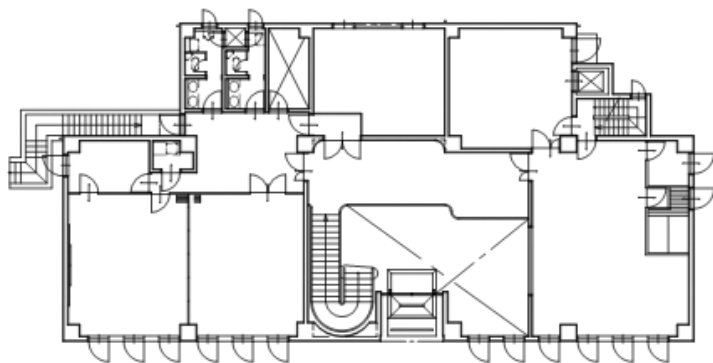
#### ① 位置図



#### ② 平面図



1階



2階

## 枚方市小規模保育事業（中央図書館山田分室跡）実施に係る運営法人募集要項（案）

枚方市は、通年での待機児童対策に向けた取り組みの一環として市が指定する場所において小規模保育事業を実施する社会福祉法人又は学校法人（以下「法人」という。）を下記のとおり募集します。

## 1. 指定する場所

枚方市都丘町 6 番 9 号 中央図書館山田分室跡の一部

昭和 6 0 年 3 月竣工、鉄筋コンクリート造 2 階建、

建築面積 356.84 m<sup>2</sup>、延面積 690.00 m<sup>2</sup>の内、1 階部分約 130 m<sup>2</sup>

(P 7 <参考資料 1 >参照)

## 2. 実施する事業

小規模保育事業 A 型

## 3. 実施時期

平成 3 1 年 4 月 1 日

## 4. 実施条件

## (1) 指定場所について

枚方市は法人に上記、指定場所を契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、5 年間とし、期間満了前に枚方市と事業者で協議のうえ、事業の継続に支障がない場合は期間を更新することができるものとします。

## (2) 小規模保育事業実施に係る改修について

## ① 保育室の改修

法人は、指定場所において、平成 3 1 年 4 月 1 日から小規模保育事業が実施できるよう必要な改修を行うこと。

- ・施設内の便所は管理上、共用が困難なため、大人用も含め保育室内で便所を整備すること。
- ・既設の空気調和設備については全館空調のため切り離しを行い、保育室単体空調を設置すること。室外機の設置場所については、事前に協議を行うこと。
- ・小規模保育施設の出入口については、カメラ付きインターホンやオートロック等を設置し、セキュリティ対策を行うこと。
  - ・工事期間中、敷地内の一部を資材置き場等として使用可能とします。

(P 7 <参考資料 1 >参照、使用範囲、期間については協議によること)

## ② 保育室の改修に関連する改修等

保育室の改修の他、法人において以下の改修等を行うこと。

- ・水道、電気、ガスのライフラインについては、別途引き込みができない場合は、



既設の配管、配線から保育室への分岐を行い、小規模保育側の使用量が確認できるよう子メーターを設置すること。

- ・消防設備について、火災報知ができるよう小規模保育施設内に副受信機を設置し、市が使用する事務所内の受信機に配線接続を行うこと。
- ・改修範囲にある放送設備、電話設備等の設備については、解体、撤去を行うこと。
- ・上記工事や保育室の改修に伴い、市が使用する施設の一部について撤去等を行った場合は、復旧すること。
- ・工事の実施に必要な官公署その他への協議及び手続きは、費用も含め、全て法人の負担とし適切に処理すること。

### ③安全対策等

小規模保育事業実施のための改修にあたっては、来庁者等の安全対策、騒音対策など必要な措置を講じること。

停電や断水、騒音等を伴う工事については、休日等に行うなど市役所業務への配慮を行うとともに、改修工事の工程や、工事車両の進入などについて、子育て事業課と事前に協議を行うこと。

### ④その他

原則、確認申請が必要な行為は行わないこと。

本要項9に記載の現地見学会において工事の設計に係る資料として当該施設の参考図面を提供する。一部、現状と異なる場合があるので、子育て事業課と調整の上、現場確認を行うこと。工事完了後は、市に竣工図面を提出すること。

水道、電気、ガスの配管、配線その他、改修工事に係る設計・施工については、以下に準拠した仕様とすること。

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）平成28年版
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）平成28年版

保育室への日常の出入りについては、建物北西側の扉を使用すること。ただし、建物東側の正面玄関への避難経路も確保すること。

施設の設計にあたっては、当該施設が庁舎との複合施設となる事を踏まえ、子どもや利用者の安全に十分配慮すること。

### (3) 駐車場の確保等について

- ①保育室の改修にあわせて、敷地内の指定する場所に、送迎用の駐車場及び駐輪場を整備すること。
- ②自動車での送迎に対する安全対策として、必要に応じて朝・夕の送迎時に警備員を配置する等の対策を講じること。

### (4) 法律及び関係法令等の遵守について

施設の改修にあたっては、安全対策を図り、関係法令や枚方市地域型保育事業

の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）等を遵守すること。

(5) 施設の維持管理について

水道・下水道、電気、ガス、電話等の各種使用料、その他施設の運営に必要な手続き及び費用については法人負担とします。小規模保育事業の実施に必要な施設の維持管理、修繕、保険の加入等については、法人が行うこと。

小規模保育事業の運営に関連して、法人が維持管理を行う部分以外に破損等の損害を与えた場合は、法人の責任により修繕等を行うこと。また、市が修繕等を実施した後に原因が小規模保育事業にあると判明した場合、法人に費用を請求する場合があります。（例：排水管の詰まりの原因が保育からでた異物であることが判明した場合など）

施設管理上、休日等に発生したトラブルの原因確認等のため、保育室内を含めた調査が必要となった場合には、速やかに対応できる体制を確保すること。施設管理者の緊急連絡先等の情報を子育て事業課に提供すること。

(6) 施設改修等に係る補助について

施設改修に係る補助については、32,000,000円を上限（実績額が上限に満たない場合は実績額）として補助します。

開設準備費補助金として、小規模保育事業開設に必要な備品等の購入費用を定員1人あたり10万円を上限に補助します（19人定員の場合190万円）。

(7) シックハウス対策について

改修に際し使用する建材や建具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質（ホルムアルデヒド等）の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。工事完了後、空気濃度調査を行い厚生労働省が定める「化学物質の室内濃度指針値」に定める濃度以下であることを確認し、報告書を提出すること。

(8) 小規模保育事業の整備に係る地域等への説明について

小規模保育事業の整備にあたっては、事前に地域に説明を行うなど、誠意をもって対応すること。

(9) 原状回復について

事業廃止後は、速やかに原状回復を行い、市に返還すること。ただし、市と協議の上、原状回復以外の方法で返還することとした場合はその限りではない。

## 5. 応募資格及び条件

(1) 平成30年4月1日現在で、以下の条件を満たしていることとします。

児童福祉法第7条に規定する保育所、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園を枚方市内において運営している社会福祉法人又は学校法人であること。

- (2) 小規模保育事業を実施・運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (3) 法令、通知などを遵守し、法人自らが運営すること。
- (4) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (5) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (6) 施設管理者は、健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。
- (7) 小規模保育事業の実施・運営について
  - ①定員は1歳児、2歳児を対象に19人を基本とし、市と協議の上決定すること。
  - ②開所時間は午前7時から午後7時までとすること。
  - ③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とすること。
  - ④指定場所は、小規模保育事業以外に使用しないこと。
  - ⑤事業運営については、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）及び関係法令、通知等を遵守すること。
  - ⑥法人が設置・運営する保育所・認定こども園を連携施設とすること。
  - ⑦独立行政法人日本スポーツ振興センター等の災害共済給付制度に加入すること。
  - ⑧危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。
- (8) 保育内容等について
  - ①保育内容については、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。
  - ②障害児保育について、積極的に実施を検討すること。
  - ③給食は、事業実施場所において調理若しくは連携施設から搬入すること。また、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。
  - ④健康診断については、内科検診及び尿検査を年2回、歯科検診を年1回実施すること。
  - ⑤事業の実施にあたっては、計画的な職員研修の実施など保育の質の向上に努めるとともに、園行事、食育、連携施設との連携内容などについて、法人の考えを示すこと。
- (9) 職員について
  - ①保育士の配置については、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月12日枚方市条例第34号）に規定する、小規模保育事業A型に関する基準を遵守すること。
  - ②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。
- (10) 小規模保育施設の運営にあたっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。

## 6. その他

社会福祉法人が営む小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る）については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業として位置づけされていますので、届出等所要の手続きが必要になります。

## 7. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：平成30年10月19日（金）から10月24日（水）午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
- (2) 受付場所：枚方市役所子ども青少年部子育て事業課（市役所別館5階）
- (3) 項目9.「現地見学会」に参加していることを申し込み条件とします。
- (4) 申し込みにあたっては、申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。
- (5) 提出部数：10部（正本1部、写し9部）  
※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (7) 提出された申込書等については、お返ししません。
- (8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

## 8. 提出書類

別紙「枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集に関する提出書類及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

施設の改修に係る基本設計を行い、平面図及び概算見積書を提出すること。

## 9. 現地見学会の開催について

本件募集にあたり、現地見学会を次のとおり開催します。

◇日 時：平成30年10月5日（金） 午前10時から

◇場 所：中央図書館山田分室跡（枚方市都丘町6番9号）

◇集 合：現地集合とします。車で来られる場合は、駐車スペースが限られるため、各法人1台までとします。ただし、申し込み法人多数により、現地で駐車場が確保できない場合は、市役所に集合の上、公用車で送迎することとしますので、その場合は別途、ご連絡します。

※参加申し込みは平成30年10月3日（水）までに、所定の様式により1法人3人以内で参加者氏名を報告してください。（期日までに申し込みがなければ、参加することはできません。）

現地見学会後、設計等のため現地確認が必要となる場合は、子育て事業課に連絡し、日時を調整すること。

10. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、10月11日(木)までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、10月16日(火)までに枚方市ホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319

メールアドレス [kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp)

11. 選定及び決定等

(1) 選定は、枚方市子育て支援事業運営者選定審査会(以下、「選定審査会」という。)において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。

(2) 応募法人が1法人の場合

応募法人が1法人の場合は、選定審査会において提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査を行い、選定審査会が定める基準に基づき事業を実施できると認められれば、その法人を選定します。

(3) 応募法人が複数の場合

応募法人が複数の場合は、選定審査会において提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査を行い、選定審査会が定める基準を満たす最も評価の高い法人を選定します。

(4) 選定結果については、書面で通知します。

12. 問い合わせ先

枚方市子ども青少年部子育て事業課 西本、笠井

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL 072-841-1471

FAX 072-841-4319

メールアドレス [kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp)

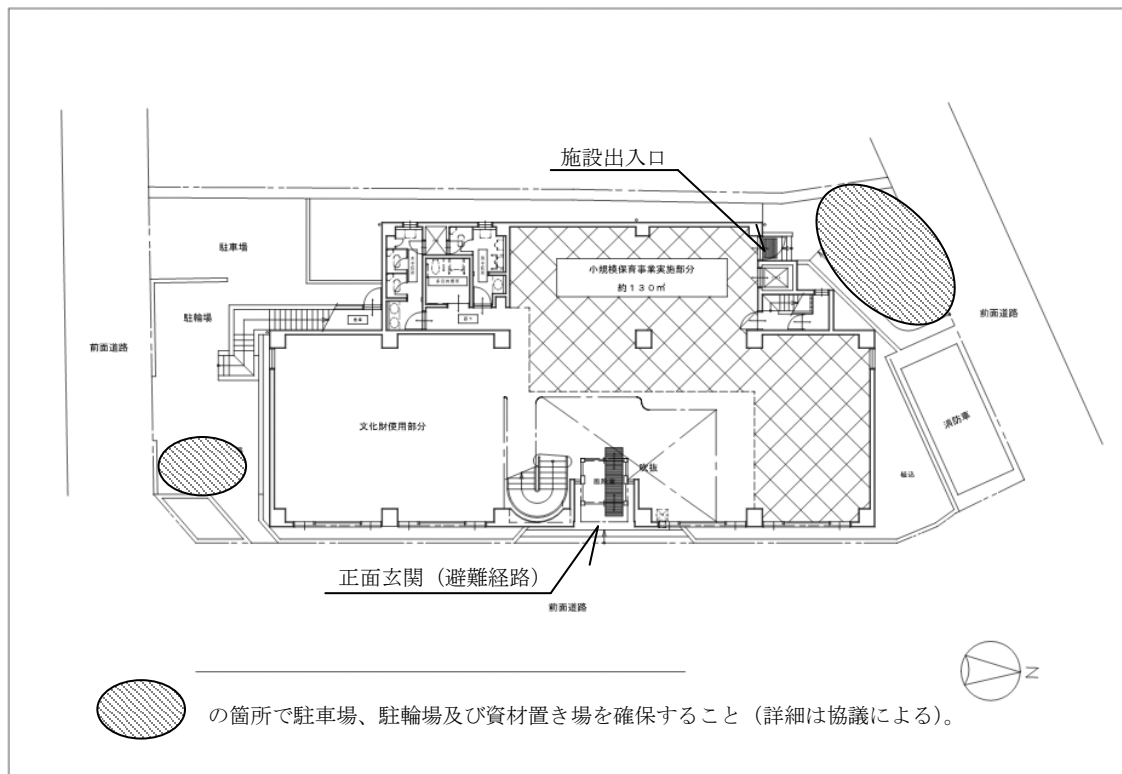


<参考資料1>施設概要

1. 付近見取り図



2. 施設配置図・平面図



<参考資料2>

○枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

平成26年9月12日  
条例第34号

目次

第1章	総則（第1条—第22条）	
第2章	家庭的保育事業（第23条—第27条）	略
第3章	小規模保育事業	
第1節	通則（第28条）	
第2節	小規模保育事業A型（第29条—第31条）	
第3節	小規模保育事業B型（第32条・第33条）	略
第4節	小規模保育事業C型（第34条—第37条）	略
第4章	居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）	略
第5章	事業所内保育事業（第43条—第49条）	略
	附則	

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「地域型保育事業」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（基本理念）

第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する地域型保育事業を利用している乳児又は幼児（満3歳未満の児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（基準の向上）

第4条 市長は、枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第1条に規定する枚方市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する地域型保育事業を行う者（以下「地域型保育事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

（地域型保育事業における設備及び運営の向上等）

第5条 この条例で定める基準は最低のものであるから、地域型保育事業者は、当該基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている地域型保育事業者は、当該基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（地域型保育事業者の一般原則）

第6条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 地域型保育事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該地域型保育事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 地域型保育事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を

達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 地域型保育事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(非常災害対策)

第8条 地域型保育事業者は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも1月に1回行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第9条 地域型保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第10条 地域型保育事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 地域型保育事業所と他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等とを併せて設置するときは、必要に応じ、当該地域型保育事業所の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第12条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第14条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、当該地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地域型保育事業所には、必要な医薬品、衛生材料、医療機器等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業を行う場所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第16条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該地域型保育事業所内で調理する方法（第11条の規定により、当該地域型保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに利用乳幼児の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 地域型保育事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次に掲げる要件を満たす地域型保育事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、当該地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し、地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該地域型保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該地域型保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
  - (2) 当該地域型保育事業所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
  - (3) 調理業務の受託者については、当該地域型保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。
  - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。
  - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 前項の搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。
- (1) 連携施設
  - (2) 当該地域型保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
  - (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（地域型保育事業者が前2号に掲げる施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業を行う場合に限る。）

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に

対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

- 3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等の必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、地域型保育事業者に勧告しなければならない。
- 4 地域型保育事業者の職員の健康診断の実施に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

（規程）

第19条 地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、地域型保育事業者の運営に関する重要事項  
（台帳等の整備）

第20条 地域型保育事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする台帳等を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第21条 地域型保育事業者の職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応等）

第22条 地域型保育事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

（第23条～第27条 略）

### 第3章 小規模保育事業

#### 第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

#### 第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。



- (4) 満2歳以上の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、イ、ロ及びへに掲げる要件に、保育室等を3階以上の階に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外側への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）でしていること。
- ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 小規模保育事業所A型のカーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防災性能を与えるための処理をいう。以下同じ。）が施されていること。

（職員）

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

（2） 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

（3） 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

（第32条～第49条 略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日〔平成27年4月1日〕から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に地域型保育事業の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（第4条・第5条 略）

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業が不足していることに鑑み、第30条第2項及び第45条第2項の規定にかかわらず、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

枚方市小規模保育事業実施に係る運営法人募集に関する提出書類及び  
プレゼンテーションについて（案）

1. 提出書類

- |       |                  |     |     |
|-------|------------------|-----|-----|
| 様式 1  | 小規模保育事業運営申込書     | }   | ※ 1 |
| 様式 2  | 応募に至る動機・目的       |     |     |
| 様式 3  | 経営方針・小規模保育事業運営方針 |     |     |
| 様式 4  | 小規模保育事業実施計画書     |     |     |
| 様式 5  | 小規模保育事業整備計画書     |     |     |
| 様式 6  | 履歴書（理事長、施設管理者）   |     |     |
| 様式 7  | 資金計画書            |     |     |
| 様式 8  | 提案内容概要書          |     |     |
| 添付 9  | 貸借対照表（本部会計・施設会計） | ※ 2 |     |
| 添付 10 | 決算書一式（本部会計・施設会計） | ※ 2 |     |
|       | ※監事の監査結果報告書を含む   |     |     |
| 添付 11 | 予算書一式（本部会計・施設会計） | ※ 2 |     |
| 添付 12 | 施設平面図・概算見積書      |     |     |

※ 1 様式 1 から 8 について、電子媒体が必要な場合は、市ホームページからダウンロードしてください。

※ 2 貸借対照表及び決算書は平成 27 年度から 29 年度分を、  
予算書は平成 28 年度から 30 年度分までの写しを提出してください。

※ 3 写しについては、原本証明をしてください。

2. プレゼンテーションについて

枚方市子育て支援事業運営者選定審査会での選定にあたり、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションの出席者は、3 名以内とします。プレゼンテーション用資料は、実施の 3 日前（土日祝を除く）までに 10 部提出してください。また、パワーポイントを使用する場合は事前に子育て事業課までご連絡ください。

なお、プレゼンテーションの日時については、後日、連絡します。

3. 選定基準について

選定基準については、選定後に市のホームページにて掲載します。

4. 提出期間及び提出場所

(1)提出期間：平成30年10月19日（金）から10月24日（水）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）

(2)提出場所：子ども青少年部子育て事業課（市役所別館5階）

(3)提出部数：10部（正本1部、写し9部）

※申込書は子育て事業課まで直接ご持参ください。郵送受付はできません。

※申込書提出後、応募を辞退される場合は、必ず辞退届（様式不問）を提出してください。

5. 問い合わせ先：子ども青少年部子育て事業課

TEL 072-841-1471

FAX 072-841-4319

E-mail [kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp)



様式 1

## 小規模保育事業運営申込書

年 月 日

枚方市長 伏見 隆 様

法人名

所在地

代表者

印

電話番号

枚方市小規模保育事業（中央図書館山田分室跡）実施に係る運営法人募集要項（平成31年4月実施分）に基づき申し込みます。

法人設立年月日	年 月 日
---------	-------

運営施設	施設名	開設年月日	所在地
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

様式2

## 応募に至る動機・目的

応募に至る動機・目的について具体的に記入してください。

(法人名 )

様式3

経営方針・小規模保育事業運営方針

経営方針について具体的に記入してください。

小規模保育事業運営方針について具体的に記入してください

(法人名 )

## 小規模保育事業実施計画書

1 小規模保育事業の運営について							
(1) 保育理念について	要番5						
(2) 小規模保育定員について	要番7						
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">定員</td> <td style="padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">1歳</td> <td style="padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">2歳</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">人数</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>		定員	1歳	2歳	人数		
定員	1歳	2歳					
人数							
定員設定の考え方							
(3) 開所時間について	要番8						
(4) 保育所休所日について	要番9						

(法人名 )

(5) 連携施設について	要番 10
連携施設名 連携施設と小規模保育事業実施施設との距離                      k m (                      で                      分)	
(6) 保険制度への加入について	要番 11
(7) 危機管理体制及び保育安全対策について	要番 12, 13
2 保育内容等について	
(1) 保育内容について	要番 15
(2) 障害児保育について	要番 16

(法人名 )

(3) 給食と食物アレルギーについて	要番 17, 18
給食提供方法      自園調理      ・      連携施設から搬入      (いずれかに○)	
(4) 健康診断について	
要番 19	
(5) その他提案事項 (園行事、食育関係や連携施設との連携内容など)	
要番 20, 21	
3 職員について	
(1) 保育士配置について	要番 24
(2) 保育士の採用及び構成について (年齢及び経験)	要番 25

(法人名 )

4 その他	
(1) 保護者及び地域への対応について	要番 14
(2) 施設改修にあたっての安全対策等について	要番 27
(3) 路上駐車、自動車での送迎に対する交通安全対策について	要番 29

(法人名 )



小規模保育事業整備計画書

小規模保育事業実施のための指定場所の改修内容等について具体的に記入してください。

(法人名 )

履 歴 書

(理事長)

氏 名 (ふりがな )	男・女	生 年 月 日  年 月 日
現住所 〒 -	電 話	
連絡先 〒 -	電 話	

学 歴 ・ 職 歴	年 月 ~ 年 月	
社 会 活 動 歴	年 月 ~ 年 月	
賞 罰 等	年 月	

履 歴 書

(施設管理者)

氏 名 (ふりがな )	男・女	生 年 月 日  年 月 日
現住所 〒 -	電 話	
連絡先 〒 -	電 話	

学 歴 ・ 職 歴	年 月 ~ 年 月	
社 会 活 動 歴	年 月 ~ 年 月	
賞 罰 等	年 月	

※ 申込時点で施設管理者が未定の場合は氏名欄に「未定」と記載し、別紙にて施設管理者を任命する際の考え方（重視する能力、資格、経験など）を提出してください。

資 金 計 画 書

小規模保育所整備に係る資金計画及び備品購入費並びに4月の運転資金の調達方法など小規模保育所運営に係る資金計画について具体的に記入してください。

Blank area for financial plan details.

(法人名 )

## 様式8 〔提案内容概要書〕

法人名 [ ]

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
1 運営方針・保育所運営実績 (5.(1))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか</li> <li>・枚方市内で保育所、認定こども園を運営している社会福祉法人又は学校法人であるか</li> </ul>		様式1、3
2 応募動機 (5.(4))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募の動機や目的が市の方針を踏まえ示されているか</li> </ul>		様式2
3 経営状態 (5.(2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間の経営状態が安定しているか</li> </ul>		様式7 提出書類9～11
4 小規模保育事業整備資金・運転資金 (5.(2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業開設のための整備資金が確保できているか</li> <li>・小規模保育事業運営のための運転資金が確保できているか</li> </ul>		様式7 提出書類9～11
5 保育理念 (5.(3))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか</li> </ul>		様式4-1(1)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
6 小規模保育事業運営方針 (5.(4))	・小規模保育事業運営方針が、設置目的を踏まえ、適切なものとなっているか		様式3
7 定員 (5.(7)①)	・小規模保育事業の定員が市の待機児童対策を踏まえて設定されているか		様式4-1(2)
8 開所時間 (5.(7)②)	・開所時間は7時から19時となっているか		様式4-1(3)
9 保育所休所日 (5.(7)③)	・小規模保育事業の休所日は日・祝・年末年始のみとされているか		様式4-1(4)
10 連携施設 (5.(7)⑥)	・法人が設置・運営する保育所・認定こども園を連携施設としているか。		様式4-1(5)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
11 保険制度への加入 (5.(7)⑦)	・(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等への加入を予定しているか		様式4-1(6)
12 危機管理体制 (5.(7)⑧)	・危機管理体制の構築について、災害訓練、消防訓練等の実施、不法侵入者対策や各種マニュアルの整備が予定されているか。		様式4-1(7)
13 通常時の安全管理 (5.(7)⑧)	・児童のけがへの対応など、保育時の安全管理について、どのような対応になっているか		様式4-1(7)
14 保護者及び地域への対応 (5(10))	・小規模保育事業を運営する上で保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか		様式4-4(1)
15 保育内容(保育課程等) (5.(8)①)	・小規模保育事業において、保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか		様式4-2(1)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。



要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
16 障害児保育 (5.(8)②)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在運営する保育所において、障害児保育に取り組んでいるか</li> <li>・小規模保育事業においても障害児保育の検討がされているか</li> </ul>		様式4-2(2)
17 給食、衛生管理 (5.(8)③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食(食育)に対する取組について、保育所からの搬送や小規模保育事業での保管など、安全性や継続性、衛生管理に配慮されているか</li> </ul>		様式4-2(3)
18 食物アレルギー対応 (5.(8)③)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか</li> </ul>		様式4-2(3)
19 健康診断 (5.(8)④)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか</li> </ul>		様式4-2(4)
20 その他提案事項① (5.(8)⑤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の事業の他、園行事、食育等について、独自の企画提案がなされているか</li> </ul>		様式4-2(5) プレゼンテーション

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
21 その他提案事項② (5.(8)⑤)	・連携施設との連携内容について、独自の企画提案がなされているか。		様式4-2(5) プレゼンテーション
22 理事長 (5.(5))	・法人代表者は、社会福祉事業に熱意と識見を持っているか		様式6履歴書 プレゼンテーション
23 施設管理者 (5.(6))	・施設管理者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか		様式6履歴書 プレゼンテーション
24 保育士配置 (5.(9)①)	・保育士配置基準は条例に規定する小規模保育事業A型の基準を遵守しているか		様式4-3(1)
25 保育士の採用及び構成 (5.(9)②)	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか		様式4-3(2)

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

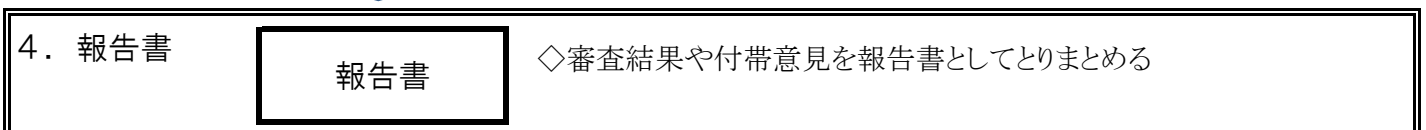
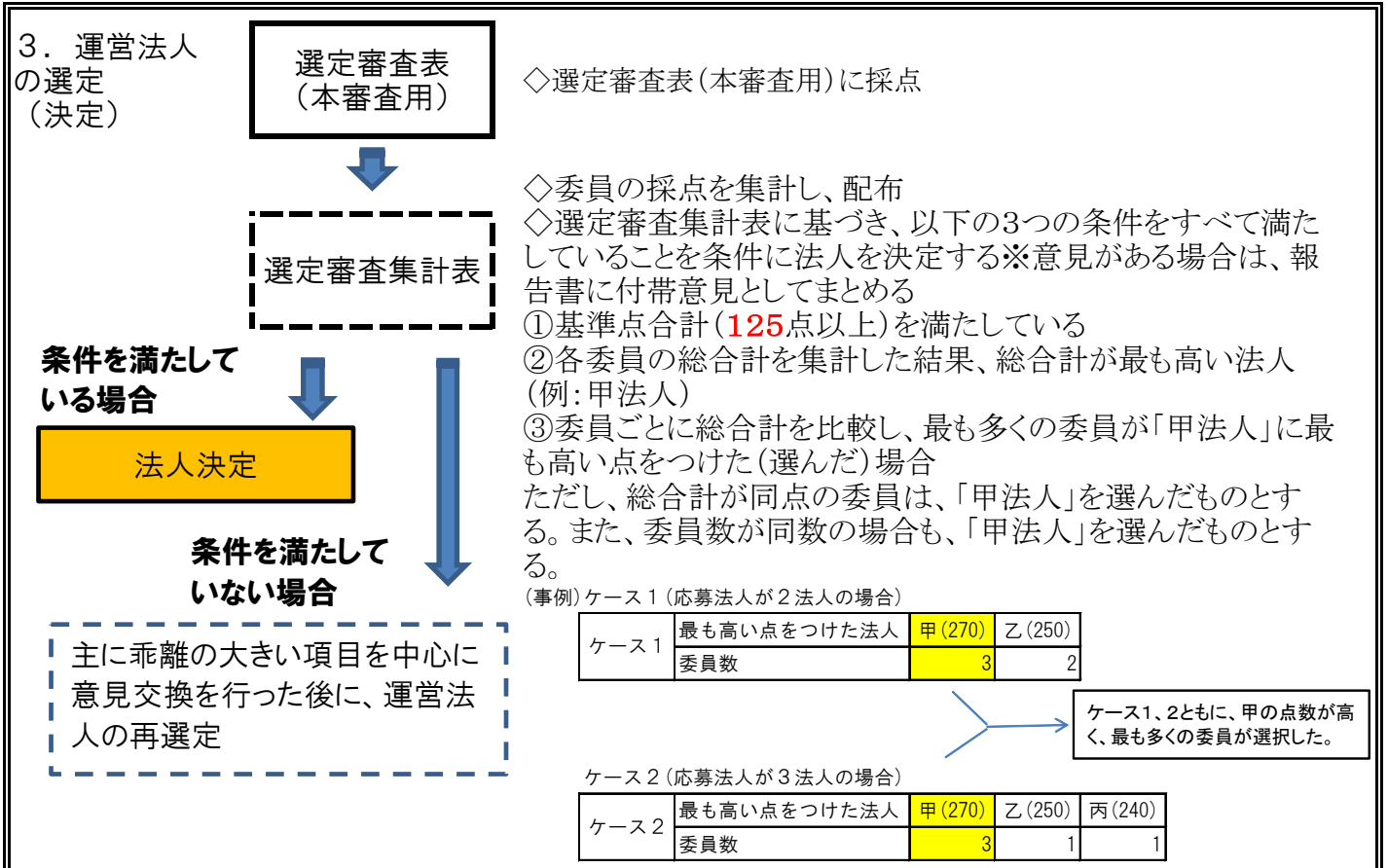
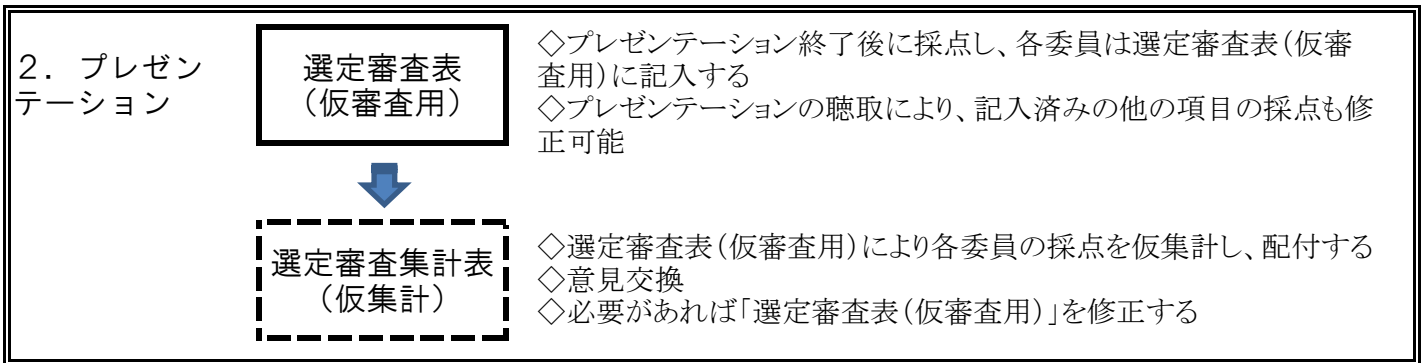
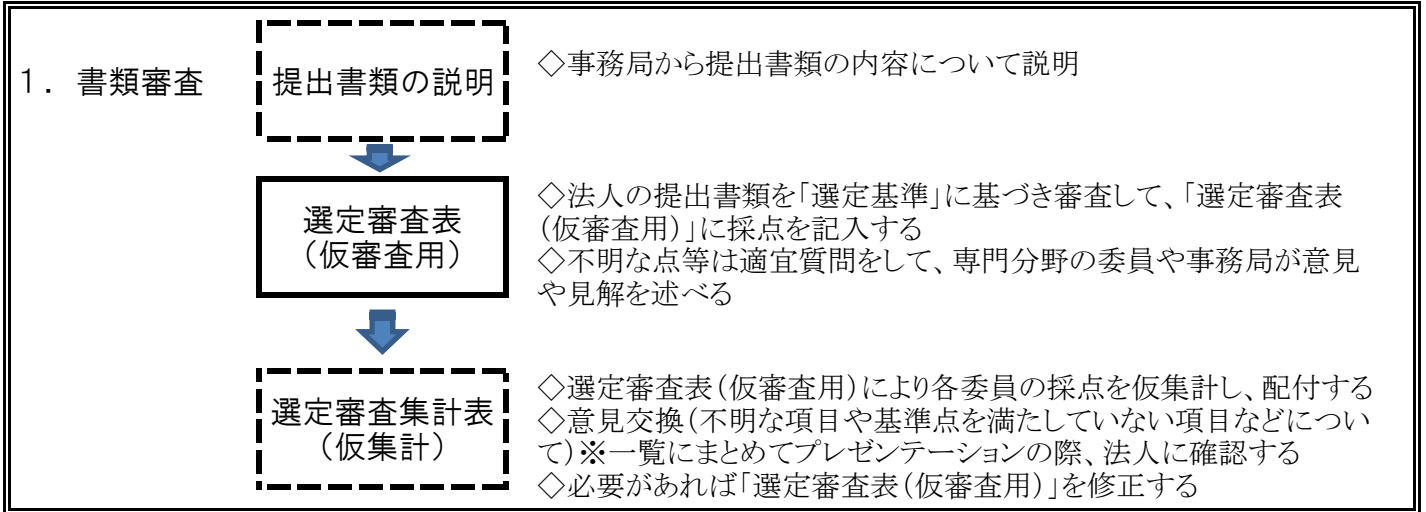
要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
26 施設整備計画 (4.(4))	・小規模保育施設の改修が市条例等の関係法令を遵守した整備計画となっているか		様式5
27 施設整備における安全配慮 (4.(2)③)	・小規模保育事業の改修にあたっては十分な安全配慮がなされているか		様式4-4(2)
28 施設整備に係る仕様の遵守 (4.(2)④)	・国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書等に準じた設計・施工が計画されているか		様式5
29 路上駐車対策・警備員の配置 (4.(3)①、②)	・警備員の配置や近隣駐車場の借り上げ等、送迎時の交通安全対策や路上駐車対策が提案されているか		様式4-4(3)
30 施設整備・安全確保の提案 (4.(4))	・子どもの視点にたった施設整備、安全確保が提案されているか		様式5 プレゼンテーション

※網かけの事項は提案事項です。その他は確認事項です。

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点		
<b>1. 応募法人の経営等に関する事項</b>					<b>8点 (14.5%)</b>		
1	5. (1)	様式1、3	確認	・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか ・枚方市内で保育所、認定こども園を運営している社会福祉法人又は学校法人であるか	2	1	0
2	5. (4)	様式2	確認	・応募の動機や目的が市の方針を踏まえ示されているか	2	1	0
3	5. (2)	様式7 提出書類9～11	確認	・過去3年間の経営状態が安定しているか	2	1	0
4	5. (2)	様式7 提出書類9～11	確認	・小規模保育事業開設のための整備資金が確保できているか ・小規模保育事業運営のための運転資金が確保できているか	2	1	0
<b>2. 小規模保育事業運営に関する事項</b>					<b>16点 (29.1%)</b>		
5	5. (3)	様式4-1(1)	確認	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
6	5. (4)	様式3	確認	・小規模保育事業運営方針が、設置目的を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0
7	5. (7)①	様式4-1(2)	確認	・小規模保育事業の定員が市の待機児童対策を踏まえて設定されているか	2	1	0
8	5. (7)②	様式4-1(3)	確認	・開所時間は7時から19時となっているか	—	1	—
9	5. (7)③	様式4-1(4)	確認	・小規模保育事業の休所日は日・祝・年末年始のみとされているか	—	1	—
10	5. (7)⑥	様式4-1(5)	確認	・法人が設置・運営する保育所・認定こども園を連携施設としているか。	—	1	—
11	5. (7)⑦	様式4-1(6)	確認	・(独)日本スポーツ振興センター等の災害共済給付制度への加入を予定しているか	—	1	—
12	5. (7)⑧	様式4-1(7)	確認	・危機管理体制の構築について、災害訓練、消防訓練等の実施、不法侵入者対策や各種マニュアルの整備が予定されているか。	2	1	0
13	5. (7)⑧	様式4-1(7)	確認	・児童のけがへの対応など、保育時の安全管理について、どのような対応になっているか	2	1	0
14	5. (10)	様式4-4(1)	確認	・小規模保育事業を運営する上で保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか	2	1	0
<b>3. 保育内容等に関する事項</b>					<b>14点 (25.5%)</b>		
15	5. (8)①	様式4-2(1)	確認	・小規模保育事業において、保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか	2	1	0
16	5. (8)②	様式4-2(2)	確認	・現在運営する保育所において、障害児保育に取り組んでいるか ・小規模保育事業においても障害児保育の検討がされているか	2	1	0
17	5. (8)③	様式4-2(3)	確認	・給食(食育)に対する取組について、保育所からの搬送や小規模保育事業での保管など、安全性や継続性、衛生管理に配慮されているか	2	1	0
18	5. (8)③	様式4-2(3)	確認	・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか	2	1	0
19	5. (8)④	様式4-2(4)	確認	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか	2	1	0
20	5. (8)⑤	様式4-2(5) プレゼンテーション	提案	・上記の事業の他、園行事、食育等について、独自の企画提案がなされているか	2	1	0
21	5. (8)⑤	様式4-2(5) プレゼンテーション	提案	・連携施設との連携内容について、独自の企画提案がなされているか。	2	1	0
<b>4. 職員体制に関する事項</b>					<b>7点 (12.7%)</b>		
22	5. (5)	様式6履歴書 プレゼンテーション	確認	・法人代表者は、社会福祉事業に熱意と識見を持っているか	2	1	0
23	5. (6)	様式6履歴書 プレゼンテーション	確認	・施設管理者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか	2	1	0
24	5. (9)①	様式4-3(1)	確認	・保育士配置基準は条例に規定する小規模保育事業A型の基準を遵守しているか	—	1	—
25	5. (9)②	様式4-3(2)	提案	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか	2	1	0
<b>5. 施設整備計画に関する事項</b>					<b>10点 (18.2%)</b>		
26	4. (4)	様式5	確認	・小規模保育施設の改修が市条例等の関係法令を遵守した整備計画となっているか	2	1	0
27	4. (2)③	様式4-4(2)	確認	・小規模保育事業の改修にあたっては十分な安全配慮がなされているか	2	1	0
28	4. (2)④	様式5	確認	・国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書等に準じた設計・施工が計画されているか	2	1	0
29	4. (3)①②	様式4-4(3)	提案	・警備員の配置や近隣駐車場の借り上げ等、送迎時の交通安全対策や路上駐車対策が提案されているか	2	1	0
30	4. (4)	様式5 プレゼンテーション	提案	・子どもの視点にたった施設整備、安全確保が提案されているか	2	1	0

↑ この番号は、提出書類各様式の要求事項番号(要番)と一致しています。

<p>◇採点にかかる注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認事項を満たしている場合は、1点とする。</li> <li>・確認事項を上回る場合は、2点とする。</li> <li>・確認事項を下回る場合は0点とする。</li> <li>・1点のみの表示は必須事項とする(書類で確認できない場合は、プレゼンテーションで確認)。</li> <li>・提案事項は、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点とする。</li> </ul> <p>◇配点について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満点(確認事項及び提案事項がすべて最高点の場合)は55点(100%)とする。</li> <li>・確認事項がすべて1点で提案のない場合(0点)は25点(45.5%)となる。</li> </ul>				
満点 55点 (100%)				



中央図書館山田分室跡 選定審査集計表&lt;例&gt;

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	配点			A		B		C		D		E		合計		
								甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲
<b>1. 応募法人の経営等に関する事項</b>					<b>8点 (14.5%)</b>															
1	5. (1)	様式1、3	確認	・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか ・枚方市内で保育所、認定こども園を運営している社会福祉法人又は学校法人であるか	2	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0	2	8	10		
2	5. (4)	様式2	確認	・応募の動機や目的が市の方針を踏まえ示されているか	2	1	0	2	1	2	1	2	1	2	0	2	8	6		
3	5. (2)	様式7 提出書類9～11	確認	・過去3年間の経営状態が安定しているか	2	1	0	2	1	2	2	2	1	2	0	2	8	7		
4	5. (2)	様式7 提出書類9～11	確認	・小規模保育事業開設のための整備資金が確保できているか ・小規模保育事業運営のための運転資金が確保できているか	2	1	0	2	1	2	2	2	1	2	0	2	8	7		
								<b>小計</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>8</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>32</b>	<b>30</b>
<b>2. 小規模保育事業運営に関する事項</b>					<b>16点 (29.1%)</b>															
5	5. (3)	様式4-1(1)	確認	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0	2	8	10		
6	5. (4)	様式3	確認	・小規模保育事業運営方針が、設置目的を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0	2	2	2	2	2	2	2	0	2	8	10		
7	5. (7)①	様式4-1(2)	確認	・小規模保育事業の定員が市の待機児童対策を踏まえて設定されているか	2	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	4	5			
8	5. (7)②	様式4-1(3)	確認	・開所時間は7時から19時となっているか	—	1	—	1	1	1	1	1	1	0	1	4	5			
9	5. (7)③	様式4-1(4)	確認	・小規模保育事業の休所日は日・祝・年末年始のみとされているか	—	1	—	1	1	1	1	1	1	0	1	4	5			
10	5. (7)⑥	様式4-1(5)	確認	・法人が設置・運営する保育所・認定こども園を連携施設としているか。	—	1	—	1	1	1	1	1	1	0	1	4	5			
11	5. (7)⑦	様式4-1(6)	確認	・(独)日本スポーツ振興センター等の災害共済給付制度への加入を予定しているか	—	1	—	1	1	1	1	1	1	0	2	4	6			
12	5. (7)⑧	様式4-1(7)	確認	・危機管理体制の構築について、災害訓練、消防訓練等の実施、不法侵入者対策や各種マニュアルの整備が予定されているか。	2	1	0	2	2	2	2	2	2	0	2	8	10			
13	5. (7)⑧	様式4-1(7)	確認	・児童のけがへの対応など、保育時の安全管理について、どのような対応になっているか	2	1	0	2	1	2	1	2	1	0	2	8	6			
14	5. (10)	様式4-4(1)	確認	・小規模保育事業を運営する上で保護者及び地域への対応について誠意が感じられるか	2	1	0	2	1	2	2	2	1	2	0	2	8	7		
								<b>小計</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>0</b>	<b>16</b>	<b>60</b>	<b>69</b>		
<b>3. 保育内容等に関する事項</b>					<b>14点 (25.5%)</b>															
15	5. (8)①	様式4-2(1)	確認	・小規模保育事業において、保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされているか	2	1	0	2	2	2	2	1	2	1	0	2	8	8		
16	5. (8)②	様式4-2(2)	確認	・現在運営する保育所において、障害児保育に取り組んでいるか ・小規模保育事業においても障害児保育の検討がされているか	2	1	0	2	2	2	2	1	2	1	0	2	8	8		
17	5. (8)③	様式4-2(3)	確認	・給食(食育)に対する取組について、保育所からの搬送や小規模保育事業での保管など、安全性や継続性、衛生管理に配慮されているか	2	1	0	2	1	2	1	2	1	0	2	8	6			
18	5. (8)③	様式4-2(3)	確認	・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか	2	1	0	2	2	2	2	2	2	0	2	8	10			
19	5. (8)④	様式4-2(4)	確認	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されているか	2	1	0	2	1	2	1	2	1	0	2	8	6			
20	5. (8)⑤	様式4-2(5) プレゼンテーション	提案	・上記の事業の他、園行事、食育等について、独自の企画提案がなされているか	2	1	0	2	2	2	2	1	1	0	2	7	9			
21	5. (8)⑤	様式4-2(5) プレゼンテーション	提案	・連携施設との連携内容について、独自の企画提案がなされているか。	2	1	0	2	1	2	1	2	1	0	2	8	7			
								<b>小計</b>	<b>14</b>	<b>11</b>	<b>14</b>	<b>11</b>	<b>14</b>	<b>10</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>14</b>	<b>55</b>	<b>54</b>	



4. 職員体制に関する事項					7点 (12.7%)		
22	5. (5)	様式6履歴書 プレゼンテーション	確認	・法人代表者は、社会福祉事業に熱意と識見を持っているか	2	1	0
23	5. (6)	様式6履歴書 プレゼンテーション	確認	・施設管理者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか	2	1	0
24	5. (9)①	様式4-3(1)	確認	・保育士配置基準は条例に規定する小規模保育事業A型の基準を遵守しているか	—	1	—
25	5. (9)②	様式4-3(2)	提案	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか	2	1	0
					小計		
5. 施設整備計画に関する事項					10点 (18.2%)		
26	4. (4)	様式5	確認	・小規模保育施設の改修が市条例等の関係法令を遵守した整備計画となっているか	2	1	0
27	4. (2)③	様式4-4(2)	確認	・小規模保育事業の改修にあたっては十分な安全配慮がなされているか	2	1	0
28	4. (2)④	様式5	確認	・国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書等に準じた設計・施工が計画されているか	2	1	0
29	4. (3)①②	様式4-4(3)	提案	・警備員の配置や近隣駐車場の借り上げ等、送迎時の交通安全対策や路上駐車対策が提案されているか	2	1	0
30	4. (4)	様式5 プレゼンテーション	提案	・子どもの視点にたった施設整備、安全確保が提案されているか	2	1	0
					小計		
総合計					55点 (100.%)		

甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
2	1	2	1	2	1	2	1	0	2	8	6
2	2	2	2	2	1	2	2	0	2	8	9
1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	4	5
2	2	2	1	2	2	2	2	0	2	8	9
小計		7	6	7	5	7	5	7	6	0	7
甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
2	2	2	2	2	2	1	1	0	2	7	9
1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	4	6
2	2	2	1	2	1	2	1	0	2	8	7
1	2	2	1	1	2	2	1	0	2	6	8
2	2	2	2	2	2	1	1	0	2	7	9
小計		8	9	9	7	8	8	7	5	0	10
A		B		C		D		E		合計	
甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
52	44	53	44	52	41	50	37	0	55	207	221



# 今後のスケジュール(案)

資料10

(中央図書館山田分室跡)

9月2日 日	9月3日 月	9月4日 火	9月5日 水	9月6日 木	9月7日 金	9月8日 土
9月9日 日	9月10日 月	9月11日 火	9月12日 水	9月13日 木	9月14日 金	9月15日 土
9月16日 日	9月17日 月	9月18日 火	9月19日 水	9月20日 木	9月21日 金	9月22日 土
		第1回選定審査会 (山田分室)				
9月23日 日	9月24日 月	9月25日 火	9月26日 水	9月27日 木	9月28日 金	9月29日 土
					応募書類 配付開始	
9月30日 日	10月1日 月	10月2日 火	10月3日 水	10月4日 木	10月5日 金	10月6日 土
			現地説明会 受付〳切		現地説明会	
10月7日 日	10月8日 月	10月9日 火	10月10日 水	10月11日 木	10月12日 金	10月13日 土
				質問受付終了		
10月14日 日	10月15日 月	10月16日 火	10月17日 水	10月18日 木	10月19日 金	10月20日 土
		質問回答期限			申請受付開始	
10月21日 日	10月22日 月	10月23日 火	10月24日 水	10月25日 木	10月26日 金	10月27日 土
	← 申請受付期間 →		申請受付終了		会計書類確認	
10月28日 日	10月29日 月	10月30日 火	10月31日 水	11月1日 木	11月2日 金	11月3日 土
	第2回選定審査会 書類審査		審査結果答申			
11月4日 日	11月5日 月	11月6日 火	11月7日 水	11月8日 木	11月9日 金	11月10日 土
11月11日 日	11月12日 月	11月13日 火	11月14日 水	11月15日 木	11月16日 金	11月17日 土
11月18日 日	11月19日 月	11月20日 火	11月21日 水	11月22日 木	11月23日 金	11月24日 土
11月25日 日	11月26日 月	11月27日 火	11月28日 水	11月29日 木	11月30日 金	12月1日 土

※斜体の日程については、要調整。

○枚方市附属機関条例

平成24年 9月13日

条例第35号

(設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（部会）

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（枚方市住居表示改正審議会設置条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 枚方市住居表示改正審議会設置条例（昭和39年枚方市条例第25号）
- (2) 枚方市特別職報酬等審議会条例（昭和39年枚方市条例第51号）
- (3) 枚方市風俗営業等審査会設置条例（昭和49年枚方市条例第2号）
- (4) 枚方市総合計画審議会条例（昭和58年枚方市条例第20号）
- (5) 枚方市保健福祉審議会条例（平成4年枚方市条例第30号）
- (6) 枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年枚方市条例第25号）
- (7) 枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年枚方市条例第26号）
- (8) 枚方市学校規模等適正化審議会条例（平成10年枚方市条例第13号）
- (9) 枚方市生涯学習推進審議会条例（平成18年枚方市条例第1号）
- (10) 枚方市退職手当審査会条例（平成22年枚方市条例第1号）

(11) 枚方市新行政改革大綱策定審議会条例（平成24年枚方市条例第33号）

(12) （仮称）枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会条例（平成24年枚方市条例第34号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の条例（枚方市総合計画審議会条例を除く。）の規定により委嘱されている委員は、この条例の規定により委嘱された委員とみなす。

（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成24年12月10日条例第53号〕

この条例中別表1の表に枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会の項を加える改正規定は公布の日から、同表に枚方市社会福祉法人設立認可審査会の項を加える改正規定は平成25年1月1日から施行する。

附 則〔平成25年2月28日条例第1号抄〕

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則〔平成25年3月12日条例第4号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成25年12月9日条例第41号抄〕

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年12月9日条例第61号〕

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成26年3月11日条例第4号〕

この条例中別表1の表文化芸術の振興に関する条例策定審議会の項及び（仮称）枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会の項を削る改正規定は公布の日から、同表枚方市予防接種健康被害調査会の項の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月20日条例第19号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年6月13日条例第24号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成26年12月8日条例第51号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則〔平成26年12月8日条例第55号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年3月9日条例第1号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年6月16日条例第23号抄〕

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則〔平成27年11月2日条例第37号〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成27年12月14日条例第45号〕

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日〔平成28年4月1日〕から施行する。

附 則〔平成28年9月13日条例第34号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年3月10日条例第5号〕

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表1の表の改正規定（枚方市緑の基本計画審議会の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年6月14日条例第23号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第36号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第39号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年12月12日条例第44号〕

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月15日条例第8号〕

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表1の表の改正規定（香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会の項及び枚方市新産業創出支援事業選定審査会の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の委嘱期間
枚方市駅周辺再整備基本計画アドバイザー選定審査会	枚方市駅周辺再整備の基本計画の策定について提案及び助言を行う事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経済及び金融に関する専門的知識を有する者 (3) 商工業団体を代表する者	答申の日まで
枚方市NPO活動応援基金支援審査会	枚方市NPO活動応援基金により本市が行う特定非営利活動の支援に係る対象団体の登録、補助金の交付の適否等に関する審査	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市介護保険施設等整備審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 本市の介護保険施設等の整備計画に基づく事業者の選定に関する事項 (2) 前号に掲げる事項のほか、本市における介護保険施設等の整備に関し市長が必要と認める事項	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市感染症発生動向調査委員会	感染症の発生の状況、動向及び原因に係る情報の提供及び分析に関する調査審議	6人以内	学識経験を有する者	
枚方市技能勤労者表彰審査会	本市が表彰する技能勤労者(永く同一の職業に従事し、優れた技能をもって市民生活の向上に貢献した者をいう。)の選考に関する審査	6人以内	(1) 関係団体を代表する者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市健康増進計画審議会	枚方市健康増進計画の策定及び推進に関する調査審議	11人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健又は医療に関する専門的知識を有する者 (3) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市子育て支援事業運営者選定審査会	本市が行う地域子育て支援拠点事業若しくはファミリーサポートセンター事業の運営又は本市が指定する施設における保育所分園若しくは小規模保育事業の運営をする者の選定に関する審査	1案件につき5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 枚方市民生委員児童委員を代表する者 (3) 市民団体を代表する者	答申の日まで
枚方市自殺対策計画審議会	枚方市自殺対策計画の策定に関する調査審議	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 教育に関する専門的知識を有する者 (4) 労働に関する専門的知識を有する者 (5) 人権の擁護に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
枚方市シティプロモーション推進事業者選定審査会	シティプロモーション推進業務を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) マーケティング及びシティプロモーションに関する専門的知識を有する者	答申の日まで



			(3) 関係団体を代表する者	
枚方市住居表示改正審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 町名の選定に関する事項 (2) 町の区画の決定に関する事項 (3) 町の区画及び他の区画との総合調整に関する事項 (4) 町名の整理に伴い必要な事項	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 商工業団体を代表する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市生涯学習推進審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 生涯学習施策の総合的な推進に関する事項 (2) 生涯学習施設の機能及び運営に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、生涯学習の振興に関する事項	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 公募による市民 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市障害者施設等整備審査会	(1) 障害者施設等の整備に係る補助金の交付の対象となる事業者の選定等に関する審査 (2) 障害者施設等の整備に関し市長が必要と認める事項に関する調査審議	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 枚方市個人情報保護条例(平成29年枚方市条例第39号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審査会	枚方市情報公開条例第14条及び枚方市個人情報保護条例第28条の審査請求についての審査請求に関する審査	5人以内	学識経験を有する者	
枚方市食育推進計画審議会	枚方市食育推進計画の策定及び進捗状況の評価に関する調査審議	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市人事行政制度調査審議会	人事行政制度のあり方に関する調査審議	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 企業経営に関する専門的知識を有する者 (3) 行政運営に関する専門的知識を有する者	
枚方市総合交通計画協議会	枚方市総合交通計画の策定及び改定に関する調査審議	24人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 公募による市民	3年
枚方市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持についての重要事項に関する調査審議	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市退職手当審査会	枚方市職員の退職手当に関する条例(昭和38年枚方市条例第18号)の規定によりその権限に属させられた事項	5人以内	(1) 公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をするこ	答申の日まで

	に関する審査		とができる者 (2) 前号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域産業基盤強化奨励事業選定審査会	地域産業基盤強化奨励事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 労働又は雇用に関する専門的知識を有する者 (3) 企業経営に関する専門的知識を有する者 (4) 関係団体を代表する者	
枚方市地域づくりデザイン事業選定審査会	地域づくりデザイン事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域包括支援センター運営等審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 地域包括支援センターの設置及び運営・評価に関する事項 (2) 介護サービスと連携して実施する事業の運営事業者の選定その他地域における介護保険以外のサービスとの連携に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、地域包括支援センターの運営及び地域包括ケアに関し市長が必要と認める事項	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域密着型サービス等運営審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 地域密着型サービス等を行う事業者の指定及び指定基準に関する事項 (2) 地域密着型サービス費等の額の設定に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項のほか、地域密着型サービス等に関し市長が必要と認める事項	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市特別職報酬等審議会	議員報酬の額、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給料及び退職手当の額並びに政務活動費の額に関する調査審議	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市内の公共的団体等を代表する者 (3) 公募による市民	
枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会	花と緑のまちづくり事業に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 建築に関する専門的知識を有する者 (3) 土木に関する専門的知識を有する者 (4) 環境保全活動を行う団体を代表する者	
枚方市風俗営業等審査会	次に掲げる事項に関する審査 (1) 枚方市住み良い環境に関する条例(昭和49年枚方市条例第1号)の規定によりその権限に属させられた事項	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	

	(2) 枚方市一般旅館及びラブホテルの建築規制に関する条例(昭和57年枚方市条例第8号)の規定によりその権限に属させられた事項 (3) 枚方市ぱちんこ遊技場の建築規制に関する条例(昭和59年枚方市条例第39号)の規定によりその権限に属させられた事項 (4) 前3号に係る規制措置に関する重要事項			
枚方市ポイント制度事業者選定審査会	本市の実施事業等に参加した市民に対して市内で利用できるポイントを付与するポイント事業のシステムの構築及び運営を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域経済に関する専門的知識を有する者	答申の日まで
枚方市包括外部監査人選定審査会	包括外部監査人の候補者の選定に関する審査	5人以内	会計分野、行政分野、法律分野その他市長が適当と認める分野の知識経験を有する者	3年以内
枚方市予防接種健康被害調査会	予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条及び第6条に規定する予防接種による健康被害の発生の際の医学的見地からの調査	6人以内	(1) 大阪府から推薦を受けた医師 (2) 枚方市医師会から推薦を受けた医師 (3) 枚方市保健所長	
枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会	民間による運営への移行を決定したくすの木園を運営する法人の選定に関する審査	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) くすの木園の利用者の保護者を代表する者 (4) 枚方市民生委員児童委員を代表する者 (5) 社会福祉事業を行う団体を代表する者	答申の日まで
枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会	民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査	1案件につき7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者 (3) 民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する者 (4) 枚方市民生委員児童委員を代表する者 (5) 市民団体を代表する者	答申の日まで
枚方市老人ホーム入所判定審査会	老人ホームへの入所及び入所の継続の要否に関する審査	8人以内	(1) 保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 前2号に掲げる者のほか、当該審査に関し市長が適当と認める者	
みどりのプラットホーム設置・運営事業者選定審査会	公園緑地の利活用及び緑化の推進を行う市民等で構成する組織の設置及び運営を支援する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 法律に関する専門的知識を有する者 (3) 商工業団体を代表する者 (4) 市民団体を代表する者	答申の日まで

## 2 教育委員会の附属機関

名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委員の構成	委員の 委嘱期間
児童の放課後対策審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 児童の放課後対策に関する基本計画の策定に関する事項 (2) 児童の放課後環境の整備に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、児童の放課後対策に関し教育委員会が必要と認める事項	11人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会教育に関する専門的知識を有する者 (3) 児童福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市学校いじめ対策審議会	(1) 枚方市いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第1条に規定するいじめの防止等をいう。)のための対策を実効的に行うための調査審議 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する調査	7人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉に関する専門的知識を有する者 (3) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し教育委員会が適当と認める者	
枚方市学校規模等適正化審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 市立の小学校及び中学校(以下「小学校等」という。)の規模の適正化に関する事項 (2) 小学校等の配置の適正化に関する事項 (3) 前2号に掲げる事項に関し教育委員会が必要と認める事項	18人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市教育振興基本計画策定審議会	枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議	7人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	答申の日まで

# 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

---

## 解釈・運用基準

枚方市

平成30年4月

## 目 次

第1条	目的 .....	1
第2条	定義 .....	1
第3条	会議の公開の決定等 .....	3
第4条	会議の公開の方法等 .....	6
第5条	会議開催の周知 .....	7
第6条	会議録の作成 .....	8
第7条	会議録の公表 .....	11
第8条	審議会の担当事務及び委員氏名の公表 .....	14
第9条	意見聴取会及び庁内委員会 .....	15
第10条	運用状況の公表 .....	16
第11条	補則 .....	16

## 第1条 目的

第1条 この訓令は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）の趣旨にのっとり、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会、意見聴取会及び庁内委員会の会議等における過程及び内容を明らかにするとともに、その公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

- 1 この条は、この規程の目的を明らかにしており、規程の解釈と運用の指針となるものである。各条項の解釈、運用は、常にこの条に照らして行わなければならない。
- 2 市の施策、計画の立案や行政執行の過程において重要な役割を果たす審議会等の会議体の会議（以下「会議」という。）を公開し、かつ、その会議録を公表することによって、会議の過程や内容に関する情報を市民に公表し、それによって、会議を公正に運営し、公正な行政運営の推進に役立てることを目的とする。
- 3 枚方市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第16条「情報の公開の総合的な推進」に、「実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない」と規定されており、その趣旨にのっとり、情報公表施策のひとつとして、会議の公開及び会議録の公表を実施することを明らかにするものである。
- 4 会議の公開及び会議録の公表を実施することは、市の政策形成の過程を明らかにするとともに、市民の市政監視機能の強化を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深めることに役立つものである。情報公開制度とともに住民自治の理念に基づく市民本位の開かれた市政の実現に寄与するものである。

## 第2条 定義

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

- イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関
- ロ 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第4条に規定する専

門委員による協議会)

(2) 意見聴取会 行政執行に係る判断、結論等を導くために行う学識経験者、市民、関係団体等への意見聴取のための会合

(3) 庁内委員会 次に掲げるものをいう。

イ 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）に規定する庁内委員会

ロ 枚方市都市経営会議規程（平成20年枚方市訓令第9号）第1条に規定する枚方市都市経営会議

ハ 枚方市障害者雇用推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第22号）第1条に規定する枚方市障害者雇用推進本部、枚方市人権擁護推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第26号）第1条に規定する枚方市人権擁護推進本部、枚方市男女共同参画推進本部設置規程（平成元年枚方市訓令第20号）第1条に規定する枚方市男女共同参画推進本部、枚方市環境行政推進本部設置規程（平成8年枚方市訓令第21号）第1条に規定する枚方市環境行政推進本部、枚方市情報化推進本部設置規程（平成12年枚方市訓令第24号）第1条に規定する枚方市情報化推進本部、枚方市行政改革実施本部設置規程（平成13年枚方市訓令第21号）第1条に規定する枚方市行政改革実施本部、枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部設置規程（平成18年枚方市訓令第24号）第1条に規定する枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部、枚方市健康推進本部設置規程（平成18年枚方市訓令第33号）第1条に規定する枚方市健康推進本部及び東日本大震災枚方市支援実施本部設置規程（平成23年枚方市訓令第2号）第1条に規定する東日本大震災枚方市支援実施本部

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法令等（法令、条例又は規則をいう。以下同じ。）又は訓令その他決裁等の内部手続きに基づき、本市の意思決定を行うに当たり設置される本市職員で構成する会議体

1 対象とする会議は、具体的には、以下のとおりとする。このうち、(1)(2)を、この訓令においては「審議会」とする。

(1) 市民、学識経験者等を委員として構成する附属機関の会議

（参照：地方自治法第138条の4第3項「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」）



- (2) 専門委員の種類ごとに協議会が設けられた場合の会議
  - (3) 行政執行に係る判断、結論等を導くために行う学識経験者、市民、関係団体等への意見聴取のための会合（枚方市附属機関等の設置等に関する規程第2号第1号ハに規定する意見聴取会）
  - (4) 意思決定を行うために開催する市職員で構成する庁内委員会等の会議（設置に係る決裁処理を経ない会議や単なる打合せの類は除く。）
- 2 全委員で構成する全体会議のほか、一部の委員で構成する専門部会等を設けている場合はその会議も対象とする。

### 第3条 会議の公開の決定等

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により非公開とする会議
  - (2) 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項に関する審査等を行う会議
  - (3) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
- 2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。
- 3 前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。
- 4 第2項の規定による決定を行う会議は、当該決定が行われるまでの間、公開としなければならない。ただし、第8条第2項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。
- 5 審議会は、第2項の規定による決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第1項各号に掲げる会議に該当する理由を明らかにしなければならない。
- 6 庁内委員会の会議は、非公開とする。

(第1項)

- 1 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、審議、審査等の内容に個人に関する情報が含まれ、会議を公開することにより個人の権利利益が損なわれるおそれがあるなど、会議の公開を原則とする制度の下においても会議を非公開とすることが求められる場合がある。この条では、このように例外として非公開とすることができる会議の範囲を定めている。
- 2 第1項第1号は、法令、条例又は規則において会議の非公開について特別の定めがある場合は、会議を非公開とすることができるとしたものである。
- 3 第1項第2号は、情報公開条例第5条に規定する非公開情報（概要は以下(1)～(7)。詳細は情報公開条例第5条各号を参照のこと。）を審議内容に含む会議を公開することは、私人や公共の利益との調和に反する結果となるため、会議を非公開とすることができるとしたものである。
  - (1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）
  - (2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報
  - (3) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報
  - (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、その条件を付することが合理的であると認められるもの
  - (5) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
  - (6) 審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められる情報
  - (7) 事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- 4 第1項第3号は、審議会の会議を公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、そのような事態の発生を未然に防ぐため、会議を非公開とすることができるとしたものである。

(第2項)

- 5 審議会の独立性、自主性を尊重する観点から、審議会の運営に関する事項については、各審議会が自ら定めるべきであり、会議の公開の取扱いについても、当該審議会が決定する。

なお、会議の非公開の決定に際しては、第1項の趣旨を踏まえ、必要最小限の範囲とするように努める。

(第3項)

- 6 会議の公開の取扱いについては、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中での辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。

(第4項)

- 7 会議の冒頭において会議の公開の取扱いが決定されるまでは、会議を公開することとする。ただし、第8条第2項の規定によって、審議会の委員の氏名を非公表とするときは、その会議を冒頭から非公開とすることができる。

委員名の公表又は非公表については、市長が決定するため、審議会の決定を待たず、公表又は非公表とすることができることとする。

(第5項)

- 8 会議を非公開とすることを決定したとき、その理由を明らかにすることとしているのは、審議会が非公開とすることについて合理的な理由により責任を持って判断したことを明らかにしようとするものである。「第1項各号に掲げる会議に該当する理由」は、具体的に示すこととする。

(第6項)

- 9 庁内委員会の会議は、行政内部において職員が自由かつ率直に検討する場を確保するため、又は行政機関の情報としては未成熟な、審議、検討又は協議に関する情報が公となり、誤解や混乱が生じることを防止するため、非公開とするものである。

## 第4条 会議の公開の方法等

第4条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。

3 審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を決定するとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

4 審議会は、前項の規定による決定に際し、当該会議の次第、提出資料等（以下「会議資料」という。）を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布することを定めるものとするよう努めなければならない。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

5 第3項の規定による決定については、前条第3項の規定を準用する。

（第1項～第3項）

1 この条は、会議の公開は、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより実施することを定めたものである。審議会は、傍聴によって会議の円滑な運営が妨げられることのないよう必要な事項を定め、会議の秩序維持に努めなければならない。

2 会議の傍聴は、概ね次のとおり行うこととする。

(1) 会議を公開とする趣旨により、傍聴席を確保するように努める。

(2) 受付は原則として会議の当日に行い、受付方法は審議会の定める適宜の方法によることとする。また、傍聴の定員を超えた場合でも、できる限り傍聴を認めるよう努める。

(3) 審議会は、別紙「会議の傍聴要領（例）」を参考として傍聴者の遵守事項を定めるとともに、その内容を明記した文書の掲示、配布等により、傍聴者に周知を行うこととする。

（第4項）

3 会議の傍聴を認めるにあたっては、次第、提出資料等の会議資料を傍聴者の閲覧に供するか、配布するように努めなければならない。

- 4 会議資料の内容に、情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれているか否かの判断は審議会の所管部署が行い、当該審議会の会長又は委員長と協議を行うこととし、取扱いに関する最終的な決定は審議会が行う。
- 5 非公開情報に該当すると認められる情報が含まれる会議資料の交付については、情報公開請求の手続により対応することとする。
- 6 傍聴者に配布した会議資料については、情報公開請求の手続を経ることなく、原則無償で提供することができることとする。

(第5項)

- 7 会議の傍聴の取扱いについても、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中で辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。

## 第5条 会議開催の周知

第5条 審議会の所管部署（当該審議会の庶務を担当する部署をいう。以下同じ。）は、その会議の開催に当たっては、当該会議の公開又は非公開にかかわらず、次に掲げる事項を記載した書面（電磁的記録（枚方市情報公開条例第2条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を含む。）を所定の掲示板及び市ホームページに掲載し、並びに行政資料コーナーに配架する方法により、事前に市民に周知しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 案件名
- (5) 会議の公開、非公開の別
- (6) 会議が非公開の場合にあつては、その理由
- (7) 会議が公開の場合にあつては、傍聴者の定員及び傍聴の手続
- (8) 所管部署の名称

2 審議会の所管部署は、公開の審議会の会議にあっては、前項に規定する方法に加え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるものとする。

(第1項)

1 その会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、会議開催の周知は必ず行うものとし、原則として別紙の標準様式を使用することとする。ただし、これによるのが適当でない理由がある場合は、他の様式により作成することができることとする。

2 第1項第6号の「会議が非公開の場合にあっては、その理由」については、合理的な理由によって非公開としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。

3 審議会の所管部署は、会議開催日の概ね1か月から2週間前までに当該様式を5部作成し、1部を市役所別館1階の「審議会等の開催案内」掲示板に掲示し、1部を総務部コンプライアンス推進課に、3部を市役所別館1階インフォメーション（本館インフォメーション、別館インフォメーション、別館北案内警備員室用）に提出することとする。

会議終了後、審議会の所管部署は、「審議会等の開催案内」掲示板への掲示物を速やかに回収することとする。

4 コンプライアンス推進課は、提出された「審議会等の会議開催のお知らせ」を所定のファイルに綴じ込み、行政資料コーナーに配架する。

5 審議会の所管部署は、審議会等の会議の開催周知に係る情報を市ホームページトップの「市役所情報＞審議会情報＞審議会などの情報＞開催予定」に掲載することとする。掲載の方法については、「ファイル管理＞総務部＞コンプライアンス推進課＞会議の公開、会議録の作成及び公表について（様式及び記入例等）」を参照のこと。

(第2項)

6 公開する会議については、広報紙への掲載等その他の方法による事前の周知にも努める。

## 第6条 会議録の作成

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別
- (10) 会議が非公開の場合にあつては、その理由
- (11) 会議録の公表、非公表の別
- (12) 会議録が非公表の場合にあつては、その理由
- (13) 会議が公開の場合にあつては、傍聴者の数
- (14) 所管部署の名称

4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

5 会議録を作成するために作成した電磁的記録（音声をその内容とするものに限る。）は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

(第1項)

- 1 その会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、会議録の作成は必ず行うものとし、原則として別紙の標準様式を使用することとする。ただし、これによることが適当でない理由がある場合は、他の様式により作成することができることとする。
- 2 会議録は、会議終了後概ね2か月以内に作成しなければならない。

3 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定することとする。

(第2項)

4 会議録の作成方法は、会議録の公表方法、会議資料の取扱い等とともに、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中で辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。会議録の作成方法については、必ずしも会議の冒頭に決定する必要はなく、審議内容を踏まえて会議の終了後に決定を行ってもよいこととする。

(第3項、第4項)

5 会議録の記載事項は、原則として第3項に規定した内容とする。第3項第7号の「審議内容」については案件別、時系列等にまとめ、その会議における最終的な決定、報告等に至る審議の経過を事後に検証できるよう明確に記録する。

委員名は原則記載し、委員の発言内容をまとめた全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記によって作成することとする。

6 事務局による説明部分は、会議資料の公表により代替できると考え、「事務局による説明」等のように、詳細な記載を省略することができることとする。ただし、説明内容を記載することは妨げない。会議資料とあわせて確認することによって、会議の開催目的、会議での決定事項、会議の流れ等が確認できるように記載することとする。

7 第3項第10号の「会議が非公開の場合にあっては、その理由」については、合理的な理由によって非公開としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。

8 第3項第12号の「会議録が非公表の場合にあっては、その理由」については、合理的な理由によって非公表としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。

9 会議録は審議会が作成するものであるため、会議録の記載に当たっては、事務局を主体にするのではなく、審議会が主体となる書き方をすることとする。

(例) ○「報告を受けた。」(審議会が主体) ×「報告をした。」(事務局が主体)

(第5項)

10 会議録を作成するために作成した電磁的記録(録音データ)は、会議録の作成後においても、会議録の記載内容を検証するために使用すること等が考えられることから、会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。



## 第7条 会議録の公表

第7条 前条第1項の会議録は、公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができる。

2 第3条第2項、第3項及び同条第5項の規定は、会議録の非公表について準用する。

3 審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録（公表とされたものに限る。）を一般の閲覧に供するものとする。

(1) 所管部署における備付け

(2) 行政資料コーナーへの配架

(3) 市ホームページへの掲載

4 前項第1号及び第3号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。

5 第3項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

(第1項)

1 審議会の会議録は、公表を原則とする。ただし、非公開とされた会議の会議録は、非公表とすることができる。

(第2項)

2 会議録の公表の取扱いについても、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中での辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。

3 会議録を非公表とする決定を行った場合は、合理的な理由によって非公表としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。

- 4 会議録を非公表とすることを決定したとき、その理由を明らかにすることとしているのは、審議会が非公表とすることについて合理的な理由により責任を持って判断したことを明らかにしようとするものである。
- 5 非公開の会議においては、会議の終了後に、非公開情報の有無を精査した上で、会議録の公表方法（全部公表、部分公表、非公表等）について判断することとする。
- 6 部分公表とされた場合は、別途、公表できる部分のみを公表用の会議録としてまとめ、別紙の標準様式の「会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由」欄に、非公表とした部分の説明及び部分公表とした理由を記載することとする。部分公表用の会議録を作成する場合も、会議全体についての本来の会議録は作成することとする。

情報公開請求を受けてから会議録の公開を行うのではなく、情報公表施策の一環として、部分公表用の会議録を公表することは、速やかな情報の公表や、緻密に公開に関する可否を精査する事務の負担軽減に役立つものである。
- 7 部分公表用に別途作成した会議録ではなく本来の会議録について情報公開請求を受けた場合は、情報公開条例の規定に基づき、公開又は非公開の決定を行うこととする。
- 8 非公表とされた会議録に対して情報公開請求を受けた場合は、情報公開条例の規定に基づき、公開又は非公開の決定を行うこととする。
- 9 情報公開条例第5条第6号「審議、検討等情報」に該当する情報（審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められる情報）が含まれることを理由として会議録を部分公開、又は非公開とする場合、審議、検討等の途中段階の情報は、一般に関心事項であることが多く、公開することの公益性が優先されるよう解釈することに、特に留意することとする。
- 10 審議、検討又は協議に関する情報とは、実施機関等としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われる様々な審議、検討、協議に関連して作成、あるいは取得される情報をいう。
- 11 審議、検討又は協議に関する情報の全てが非公開情報に該当するものではなく、具体的には以下の(1)～(3)のみが非公開事由となることに注意が必要である。
  - (1) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合

公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる場合が想定されるものであり、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

(2) 不当に市民の間に混乱を生じさせる場合

未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(3) 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす場合

尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え、あるいは不利益を及ぼす場合が想定されており、事務事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。この号の「不当に」とは、審議、検討等の途中の段階の情報を公開することの公益性を優先することを基本としつつも、なお、公開することによる支障が看過できない程度のものであることを意味する。

12 「審議、検討等情報」であっても、専門的検討を経た調査データや、他自治体の現状を調査してまとめた資料など、客観的、科学的事実やこれらに基づく分析結果を記録したものの中には、非公開情報に該当しないものがある。

13 情報公開条例の目的のひとつは、市政への市民参加を推進することである。そのためには、「審議、検討等情報」も、できる限り公開することが求められる。公開することによる支障を回避する措置を講じた上で、部分的にでも公開することができるものは、公開していくことが必要である。

14 意思決定後に公表できることが明らかな場合は、あらかじめ審議会において、「答申後に公表」等、公表する時点を決めておくことが望ましい。事前に公表のタイミングを決めておくことが困難な場合は、意思決定が終わった時点で、再度、会議録の公表方法について審議会において決定することとする。

(第3項)

15 「次に掲げる方法」とは、次に掲げる方法（(1)所管部署における備付け、(2)行政資料コーナーへの配架、(3)市ホームページへの掲載）のうちいずれかの方法の意味である。ただし、原則として3つの方法を併用することとする。

16 審議会の所管部署は、公表するとされた会議録の作成後（会議終了後概ね2か月以内）、会議録（会議資料もあわせて）を市ホームページトップ「審議会情報＞審議会などの情報＞一覧（分類ごと）及び一覧（50音順）」に掲載することとする。掲載の方法については、「ファイル管理＞総務部＞コンプライアンス推進課＞会議の公開、会議録の作成及び公表について（様式及び記入例等）」を参照のこと。

また、行政資料コーナーへの配架分として、会議録の写し（当面は会議資料を除く。）をコンプライアンス推進課に1部提出する。

（第4項）

17 会議資料については、会議録と一体のものとして扱うこととする。会議録に対して情報公開請求を受けた場合は、「会議資料を除く。」等の指定がない限り、会議資料も請求の対象に含まれるものとする。ただし、行政資料コーナーへの配架については、配架スペースの関係上、当面、会議資料を除いた会議録自体のみを配架することとする。

（第5項）

18 会議録の所管部署での閲覧は該当会議録の保存年限内とし、行政資料コーナーへの配架及び市ホームページへの掲載による閲覧は当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行う。このため、ホームページ上の審議会情報については、審議会を廃止しても翌年度末日まで掲載しておく必要がある。

## 第8条 審議会の担当事務及び委員氏名の公表

第8条 審議会の所管部署は、当該審議会が設置されたときはその担当事務を、委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会の所管部署は、委員の氏名を公表することにより、当該審議会の会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができないと認めるときは、当該委員の氏名を非公表とすることができる。この場合においては、その理由を明らかにしなければならない。

（第1項）

1 審議会の所管部署は、審議会が設置されたときはその審議会の設定目的や担当事務を、委員が委嘱されたときは委員名簿を、市ホームページトップ「審議会情報＞審議会などの情報＞一覧（分類ごと）及び一覧（50音順）」に掲載することによって、公表しなければならない。掲載の方法については、「ファイル管理＞総務部＞コンプライアンス推進課＞会議の公開、会議録の作成及び公表について（様式及び記入例等）」を参照のこと。

(第2項、第3項)

2 審議会の委員の氏名の公表の取扱いについては、市長の決定事項となるため、審議会の決定を待たず、委員の氏名を非公表とすることができる。

委員の氏名を公表することによって、当該審議会の運営に支障をきたすと考えられる場合は、その理由を具体的に明示した上で、非公表とすることができる。委員の氏名を非公表とした場合は、その理由を市ホームページ「審議会情報」の該当ページの「委員名簿」欄に掲載することとする。

## 第9条 意見聴取会及び庁内委員会

第9条 第3条（第6項を除く。）から前条までの規定は、意見聴取会について準用する。

2 第6条（第3項第9号から第13号までを除く。）及び第7条の規定は、庁内委員会について準用する。この場合において、第6条第4項中「経過が分かるように、発言者及び発言内容」とあるのは、「概要をまとめ、決定に至る審議の過程」とする。

1 本規程の第3条から第8条までは、審議会に適用されるものである。そのうち、意見聴取会、庁内委員会について準用する規定の範囲について定めたものである。

(第1項)

2 意見聴取会については、第3条「会議の公開の決定等」（一部）、第4条「会議の公開の方法等」、第5条「会議開催の周知」、第6条「会議録の作成」、第7条「会議録の公表」、第8条「審議会の担任意務及び委員氏名の公表」に係る規定を準用する。

(第2項)

3 庁内委員会については、第6条「会議録の作成」（一部）、第7条「会議録の公表」に係る規定を準用する。

4 庁内委員会の会議の会議録の「審議内容」（第6条第3項第7号に規定）は、案件別、時系列等で、審議の概要について質疑応答の内容を中心にまとめ、その会議における最終的な決定、報告等に至る審議の過程を事後に検証できるよう明確に記録する。

庁内委員会の会議録は、簡潔に概要を記録することに重点を置くため、事務局による説明部分は、会議資料の公表により代替できると考え、省略できることとする。会

議資料と合わせて確認することによって、会議の開催目的、会議での決定事項、会議の流れ等が確認できるように記載する。

5 庁内委員会は、市の意思決定を行うに前段において、職員が自由かつ率直に検討する場であり、審議内容には行政機関の情報としては未成熟な、審議、検討又は協議に関する情報が含まれることとなる。誤解や混乱が生じることを防止するため、会議の会議録は全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記（審議会の場合）ではなく、概要の記録とするものである。

6 庁内委員会の会議録を一般の閲覧に供する方法としては、所管部署への備付けを基本とすることとする。

## 第10条 運用状況の公表

第10条 市長は、毎年度、その前年度における審議会の会議の公開及び会議録の公表の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

- 1 市長は、前年度における審議会の会議の公開（会議が非公開の場合はその理由も）及び会議録の公表（会議録が非公表の場合はその理由も）の状況を取りまとめ、公表する。公表方法は、市ホームページへの掲載を基本とすることとする。
- 2 任命権者等は、市長に対し、1に係る事項について報告を行う。市長は、任命権者等からの報告があったときは、当該報告を取りまとめ、これを公表することとする。

## 第11条 補則

第11条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

枚方市条例第 40 号

枚方市情報公開条例

枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 保有情報の公開（第4条－第13条）
- 第3章 救済手続（第14条・第15条）
- 第4章 情報の公開の総合的な推進（第16条）
- 第5章 雑則（第17条－第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、保有情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会の議長をいう。

2 この条例において「保有情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（第19条第1項において「官報等」という。）を除く。以下「公文書」という。）に記載され、又は記録されている情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

第2章 保有情報の公開

（公開請求権等）

第4条 次に掲げるもの（以下「公開請求権者」という。）は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する保有情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そ

のものが有する利害関係に係る保有情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 公開請求権者の代理人は、当該公開請求権者に代わって同項の規定による請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

3 実施機関は、公開請求権者及びその代理人以外のものから保有情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）があった場合においても、次条から第12条までの規定に準じて保有情報の公開に努めるものとする。

（保有情報の公開義務）

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報



- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。
  - ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。
  - ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

（部分公開）

第6条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る保有情報に前条第1号に掲げる情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に

含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該保有情報を公開することができる。

(保有情報の存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該保有情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第9条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（第4条第1項第2号の法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開請求に係る保有情報の内容その他当該保有情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 公開請求権者の代理人は、公開請求をしようとするときは、前項の請求書を提出する際、当該代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出しなければならない。

3 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る保有情報の特定に関し参考となる情報の提供その他当該公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があつた場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項に規定する資料の提出がないと認めるときは、速やかに、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して15日以内に、次に掲げるいずれかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をする旨の決定
- (2) 当該公開請求に係る保有情報の一部の公開をする旨の決定
- (3) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をしない旨の決定
- (4) 第8条の規定による公開請求を拒否する旨の決定
- (5) 公開請求に係る保有情報を保有していないため公開をすることができない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があつた日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長す

ることができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（公開決定等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、その内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該公開決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者（当該公開請求者が公開請求権者の代理人である場合にあっては、当該公開請求権者）以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、公開決定等をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、公開請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第5条第1号ロ、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を第7条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と公開を行う日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書（第15条第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに公開を行う日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有情報の公開を行わなければならない。

2 保有情報の公開は、次の各号に掲げる保有情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図画に記載されている保有情報 保有情報が記載されている文書又は図画の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記載されている保有情報 保有情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有情報の公開を行うことにより、公文書を汚損

し、又は破損するおそれがあるとき、第6条の規定による保有情報の公開を行うときその他相当の理由があると認めるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有情報の公開を行うことができる。

(手数料等)

第13条 保有情報の公開に係る手数料は、次に定めるとおりとする。

(1) 公開請求 無料

(2) 公開申出 1件につき300円

2 公開請求者又は公開申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項第2号又は第3項（第4条第3項の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）に規定する方法により公開を行うことによって交付することとなるものを含む。以下同じ。）の交付により保有情報の公開を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

### 第3章 救済手続

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

(審査会への諮問等)

第15条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧等に係る費用負担については、第13条第2項の規定の例による。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。）

(2) 公開請求者が前号に掲げる者でない場合にあつては、当該公開請求者

(3) 当該審査請求に係る保有情報の公開について反対意見書を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあつては、当該第三者

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。

5 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決（当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。）

(2) 審査請求に係る第10条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 情報の公開の総合的な推進

第16条 実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない。

#### 第5章 雑則

（市長の調整）

第17条 市長は、市長以外の実施機関に対し、保有情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

（出資法人への要請）

第18条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

（指定管理者の情報公開）

第19条 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例で定めるところにより行う業務に関し、その従業者が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該指定管理者の従業者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの（官報等を除く。）に記載され、又は記録されている情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に規定する情報であつて実施機関が保有していないものについて公開の求めがあつたときその他必要があると認めるときは、当該情報を保有する指定管理者に対し、当該情報が記載され、又は記録された文書、図画又は電磁的記録を実施機関に提出するよう求めるものとする。

（運用状況の公表）

第20条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

（他の制度との調整）

第21条 第2章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手續が定められている保有情報については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第2章の規定は、実施機関において、市民の利用に供することをその利用の目的とする保有情報については、適用しない。

（検索資料の作成等）

第22条 実施機関は、保有情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 [平成29年9月13日公布]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の枚方市情報公開条例第2章の規定は、平成30年3月31日までの間、保有情報のうち、改正前の枚方市情報公開条例第2条第1号に規定する公文書以外に記録されているものについては、これを適用しない。

3 この条例の施行前にされた改正前の枚方市情報公開条例第5条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による申出については、それぞれ公開請求及び公開申出とみなす。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に改正前の枚方市情報公開条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の枚方市情報公開条例中これらに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

5 枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「（平成9年枚方市条例第23号）」を「（平成29年枚方市条例第40号）」に改める。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

6 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報」を「（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報」に改める。

別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審査会の項中「第10条第1項」を「第14条」に改める。

(枚方市保健所運営協議会条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報」を「（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報」に改める。

(1) 枚方市保健所運営協議会条例（平成25年枚方市条例第39号）第8条第1項第1号

(2) 枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第8条第1項第1号

(3) 枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例（平成26年枚方市条例第36号）第7条第1項第1号

(4) 枚方市スポーツ推進審議会条例（平成28年枚方市条例第3号）第8条第1項第1号

(5) 枚方市上下水道事業経営審議会条例（平成28年枚方市条例第4号）第8条第1項第1号